

各種預金規定の改定

平素より、四国銀行をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当行は、別途ご案内しました未利用口座管理手数料の導入にあたり、各種預金規定を改定いたします。

また、一部未利用口座管理手数料の導入以外を理由とする改定も併せてお知らせいたします。

改定後の各種預金規定は、改定日より前に開設された口座にも適用させていただきます。

1. 未利用口座管理手数料に関する条項の新設

<改定する預金規定>

普通預金規定・貯蓄預金規定・総合口座取引規定

<改定内容>

以下の条項を新設いたします。

(例) 普通預金規定（抜粋）

「未利用口座管理手数料」条項の新設

1 6. （未利用口座管理手数料）

- (1) この預金が、次の各号のすべてに該当する場合、この預金口座を未利用口座とし、当行が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
 - ① 当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払戻し等、所定の利用がない場合
 - ② この預金の残高が当行の定める一定の金額に満たない場合
- (2) 未利用口座に該当した場合、届出の住所あてに未利用口座管理手数料の支払いの対象である旨を書面等により通知します。通知後、当行の定める一定期間、所定の利用がない場合、未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
- (3) 当行は、未利用口座管理手数料を、未利用口座から、払戻請求書によらず当行所定の方法により引落しできるものとします。
- (4) 未利用口座の預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当行は当該預金残高全額を引落し、未利用口座管理手数料に充当のうえ、預金者に通知することなく当該未利用口座を解約することができるものとします。
- (5) 未利用口座管理手数料の引落しは、第 12 条第 4 項または第 15 条第 4 項に定める預金口座の利用には含まれないものとします。
- (6) 一旦引落しとなった未利用口座管理手数料は、返却いたしません。また、第 4 項の規定により解約された未利用口座の再利用の求めには応じられません。

2. 規定改定の適用に関する条項の改定

＜改定する預金規定＞

当座勘定規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定、
納税準備預金規定、通知預金規定、定期預金規定、財形預金規定、定期積金規定、
譲渡性預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定

＜改定内容＞

以下の条項を改定いたします。

(例) 普通預金規定(抜粋)

改定前	改定後
16. (規定の改定) <u>この規定の内容については改定することがあります。改定をする場合、当行は、預金者に対し、改定内容を記載した店頭ポスターまたはホームページ等にて掲示する方法その他当行所定の方法によりこれを通知します。変更後に預金者がこの預金口座を利用した場合は、当該改定について承諾したものとみなし、以後、改定後の規定を適用するものとします。</u>	17. (規定の改定) (1) この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項による本規定の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

3. 改定日

2025年8月1日

以上